

○福岡県たばこ販売協同組合飯塚支部事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

飯塚市告示第108号

改正 H29-153(題名改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県たばこ販売協同組合飯塚支部が市内において実施する環境美化活動等の事業に要する経費について、補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H29-153一改)

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、市の行政を補完し、又は住民の生活環境を増進するために公益上必要と認められるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境美化運動
- (2) 喫煙者のマナーアップ運動
- (3) その他市長が公益上必要と認める社会奉仕活動等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとし、申請する年度の前年度の市たばこ税の決算額の1,000分の0.5以下の額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付申請を行う場合は、補助金交付申請書に当該年度の事業計画書及び予算書を添付して、市長に申請しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の手続に不正があった場合
- (2) その他不相当と認められる事実があった場合

2 前項の規定による補助金の返還は、返還決定通知により通知する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年5月26日 告示第153号)

この告示は、告示の日から施行する。